

福井ケアセンター

(介護予防) 短期入所療養介護サービス 重要事項説明書

適応日：2025年4月1日

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 福井ケアセンター
- ・開設年月日 1989年1月27日
- ・所在地 福井市乾徳4丁目5番8号
- ・電話番号 0776-26-5155
- ・FAX番号 0776-26-5277
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1850180025号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[福井ケアセンター（介護老人保健施設サービス）の運営方針]

- ① 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、看護、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように目指す。
- ② 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護老人保健施設サービスを提供するよう努める。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(3) 施設の職員体制

職 種	配置人員数	職 種	配置人員数
管理者	常勤換算 1 人	理学療法士	常勤換算 3.5 人以上
医 師	常勤換算 1.4 人以上	作業療法士	常勤換算 2.0 人以上
薬剤師	常勤換算 0.6 人以上	言語聴覚士	常勤換算 0.5 人以上
看護職員	常勤換算 14.0 人以上	管理栄養士	常勤換算 2.8 人以上
介護職員	常勤換算 35.0 人以上	介護支援専門員	常勤換算 1.8 人以上
支援相談員	常勤換算 1.8 人以上	事務員	常勤換算 1.2 人以上

(4) 療養室 個室 4 室 2 人室 3 室 4 人室 20 室

2. サービス内容

- ① (介護予防) 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 - 朝食 7時15分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～
- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 送迎(福井市内)
 - ただし、当日の送迎体制によってはご希望に添えない場合もあります。
- ⑤ 医学的管理・看護・介護
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス及び行政手続代行
- ⑧ 理美容サービス(希望者に対し実施します。)
 - ただし、理美容サービス実施日にご利用いただいている場合に限りです。
- ⑨ その他
 - * サービスにより、別に利用料金が必要となります。下記、3. 利用料金をご覧ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金(施設利用料)

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び負担割合によって利用料が異なります。以下は負担割合ごとの1日当たりの金額の目安です。実際の精算時には端数処理等により、若干の金額の差異が生じます。

在宅強化型従来型個室				在宅強化型多床室			
介護度	1割負担	2割負担	3割負担	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	641円	1,282円	1,923円	要支援1	681円	1,363円	2,044円
要支援2	789円	1,578円	2,367円	要支援2	846円	1,691円	2,537円
要介護1	830円	1,661円	2,491円	要介護1	915円	1,829円	2,744円
要介護2	906円	1,811円	2,717円	要介護2	993円	1,985円	2,978円
要介護3	971円	1,943円	2,914円	要介護3	1,059円	2,117円	3,176円
要介護4	1,031円	2,062円	3,094円	要介護4	1,117円	2,235円	3,352円
要介護5	1,089円	2,178円	3,267円	要介護5	1,177円	2,355円	3,532円

(2) 各種加算料金

利用者様の状況に応じて、個別の加算となります(以下のすべてが請求されるわけではありません)。以下は負担割合ごとの金額の目安です。実際の精算時には端数処理等により、若干の金額の差異が生じます。

加算項目	単位	料金			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	
夜勤職員配置加算	/日	24円	49円	73円	
個別リハビリテーション実施加算	/日	243円	487円	730円	
認知症ケア加算	/日	77円	154円	231円	認知症専門棟の方
緊急短期入所受入加算	/日	91円	183円	274円	7日を上限とする
重度療養管理加算	/日	122円	243円	365円	要介護4、5の方
送迎加算	/回	187円	373円	560円	片道あたり
療養食加算	/回	8円	16円	24円	1食ごと、1日3回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	/日	22円	45円	67円	介護福祉士率80%以上
生産性向上推進体制加算Ⅱ	/日	10円	20円	20円	機器の導入等により介護サービスの向上及び介護職員の負担軽減を図る
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	/月	月の介護報酬の合計に対して7.5%の加算			

(3) その他の料金

利用者様の状況に応じて、個別の課金となります（以下のすべてが請求されるわけではありません）。

1. 居住費（個室）	/日	1,635 円	個室料、光熱水費相当	*1
1. 居住費（2 人部屋、4 人部屋）	/日	625 円	光熱水費相当	*1
2. 特別な室料（特別室）	/日	3,300 円	特別な居室を利用するための追加費用	
2. 特別な室料（個室）	/日	2,200 円		
2. 特別な室料（2 人部屋）	/日	1,100 円		
3. 食費（食材費、調理費）	/日	1,820 円	朝食 500 円、昼食 670 円、夕食 650 円	*2
4. 特別な食事	/回	実費	特別な食事を提供するための食材費相当	
5. 理美容代（散髪）	/回	1,700 円	出張理髪店 予約制	
6. 日用品費	/日	162 円		*3
7. 電気代	/日	55 円	1 機種当たりの費用	
8. 行事参加代	/回	実費		
9. 教養娯楽費	/回	実費		
10. 予防接種	/回	実費	インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン等	
11. 診断書作成	/通	1,650～5,500 円	内容により料金が異なります。	
12. 各種証明書作成	/通	550 円～	内容により料金が異なります。	

- *1 ・ 居住費負担限度額認定者はその負担限度額をご負担いただきます。
個室利用者のうち経過措置対象者は光熱水費として 525 円での負担額となります。
・ 外泊時や短期入院により居室を確保する場合、居住費ならびに特別な室料をご負担いただきます。
- *2 ・ 食事負担限度額認定者はその負担限度額をご負担いただきます。
- *3 ・ 利用者の介護に日用品として施設側が提供するものです。

シャンプー、リンス	/日	9 円
ボディソープ	/日	5 円
歯ブラシ、歯磨き粉	/日	5 円
バスタオル	/日	15 円
タオル	/日	10 円
おしぼり	/日	115 円
ティッシュ	/日	6 円
合計	/日	165 円

(4) 支払い方法

- ・ 毎月 10 日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 25 日までにお支払いください。お支払いを確認次第、領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、連帯保証人を立てられる場合は「窓口現金払い」、「銀行振込」、「金融機関口座自動引き落とし」のいずれかからお選びいただきます。
- ・ 連帯保証人を立てることができない場合は利用者本人の年金通帳からの「金融機関口座自動引き落とし」のみの支払い方法となります。
- ・ 「自動引き落とし」の登録完了まで約 2 週間かかりますので完了するまでは「窓口現金払い」、「銀行振込」にてお支払いいただくこととなります。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力いただいています。

- ・ 協力医療機関
大滝病院
福井市日光 1 丁目 2 番 1 号
- ・ 協力歯科医療機関
パリオ歯科なごみ
福井市松城町 12-7 パリオ CiTY1F

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会時間（7：00～20：00）を遵守し、その都度備え付けの面会票に記入のうえ、ご面会下さい。
- ・ 面会に際して飲食物をお持ちになられる場合、ご利用者がその場で召し上がる以外はお持ち帰りください。食中毒や他利用者による飲食の危険性の観点から施設での管理はいたしません。
- ・ 感染症の蔓延及びその怖れがある場合、面会をお断りする場合がありますのでご了承ください。
- ・ 外出・外泊は行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。またその際に他医療機関の受診は当施設の医師の許可なく受診することはご遠慮ください。
- ・ 建物及び敷地内での飲酒及び喫煙はできません。またご家族の飲食に関しては1階ロビーでのみとさせていただきます。
- ・ 火気（ライター、マッチ等）の持込は禁止します。
- ・ 設備・備品の利用は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限のものにして下さい。
- ・ 金銭、貴重品（指輪、ネックレス、イヤリング、腕時計等）、携帯電話、メガネ、補聴器の管理はご自身での管理をお願いしています。万一施設内にて紛失した場合も当方としては責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・ 営利行為、宗教活動、特定の政治活動は禁止させていただきます。
- ・ ペットの持ち込みは禁止です。
- ・ 洗濯物の取り間違えには細心の注意を払いますが、間違い防止のため、衣服には必ず糸やマジックで氏名が判るようにご協力ください。

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓 ・ 防災訓練 年2回

7. 介護保健施設サービスについて

◇介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

（介護予防）短期入所療養介護の概要

（介護予防）短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、（介護予防）短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇生活サービス（3. 利用料金もご参照ください。）

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室の種類：特別室、個室、2人部屋、4人部屋

食事：朝食 7時15分～

 昼食 12時00分～

 夕食 18時00分～

*食事は原則として食堂でおとりいただきます。

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な場合、専門的な対応が必要になった場合には、他の機関を紹介いたします。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

◇事故発生のリスク及び発生時の対応

- ① 当施設では要望に従い、医療・看護・介護・リハビリテーションに関するサービスを提供しています。これらのサービスは、利用者およびご家族に当施設の機能を説明し理解を得たうえで提供されますが、転倒等のリスクを伴う可能性が想定されます。
- ② サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ③ 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録します。
- ④ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

◇利用中における医療対応

ご利用者が以下の状態の場合、当方の医師の判断により予薬を含む医療行為をさせていただくことがあります。

- ① 急な発熱時
- ② 不眠、不穏状態が強い場合（他者への迷惑行為が認められる場合等）
- ③ 血糖異常時
- ④ 便秘時、下痢時
- ⑤ その他、医師が必要と認めた場合

◇苦情・相談について

当施設には支援相談の専門員として、支援相談員を配置しております。お気軽にご相談ください。

また、要望や苦情なども、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、ロビーに備えつけられた「ご意見箱」をご利用ください。

・苦情・相談窓口

福井ケアセンター苦情・相談窓口

電話 0776-26-5155（内線 165）

面接 福井市乾徳4丁目5番8号 担当者 支援相談員

・その他苦情申し立て窓口

福井市地域包括ケア推進課

電話 0776-20-5400

面接 福井市大手3丁目10番1号

福井県国民健康保険団体連合会

電話 0776-57-1614

面接 福井市西開発2-202-1 福井県自治会館4階

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 当事業所は、利用者から介護サービスの内容等に苦情・相談等があった場合、まず事実関係等を確認し利用者の不利益にならぬよう迅速かつ適切に対応します。また必要に応じて他サービス事業者等への連絡要請・改善要請等を行うとともに、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、及び当該利用者に係る他サービス事業者等との連携によってケアプランの見直しあるいは変更を行います。
- ② 当事業所は、提供した介護サービス等に係る利用者からの苦情に関しては、窓口となる市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村職員からの質問もしくは照会に応じ、苦情に関して市町村あるいは国保連が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行い、当該利用者との円満な解決に努めます。

◇その他

当施設についてパンフレットを用意してありますので、ご請求ください。